

3. 調査票

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次） に関する府民調査

2020年（令和2年）11月

京 都 府

現在、京都府では「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」（2016年（平成28年）1月～2026年（令和8年）3月）に基づき、人権教育・啓発を推進しています。その成果等を確認するため、中間年である2020年（令和2年）に府民調査を実施し、現在の状況を確保するとともに、今後の人権教育・啓発の取組に生かすことを目的としています。

ご記入にあたってのお願い

- 1 あて名のご本人が記入していただくようお願いします。（ご本人による記入が難しい場合は、ご家族等がご本人から聞き取って記入をお願いします。）
- 2 年齢などご本人に関する事項は、この調査票の記入日現在でご記入ください。
- 3 それぞれの問いで、あてはまる番号に○をつけてください。
また、「その他（具体的に： ）」を選ばれた場合には、（ ）内にその内容をご記入ください。
もし、誤って○をつけた場合は、はっきりと×印を記入して訂正し、正しい番号に○をつけてください。
- 4 ご記入いただきました調査票は、**12月8日（火）までに**、同封の返信用封筒に入れて、ご投函ください。（切手は不要です。）
なお、返信用封筒に差出人のお名前を書いていただく必要はありません。
また、回答については、**インターネットによる回答も可能**です。
インターネットによる回答をご希望される方
アンケートの最終頁に記載のある、QRコード或いはURLからログインし、回答してください。インターネットで回答された場合は、調査票の送付は不要です。
- 5 この調査についてのご質問等がありましたら、下記までお問い合わせください。

京都府 府民環境部 人権啓発推進室 企画・推進係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話番号 075-414-4271 FAX番号 075-414-4268

E-メール jinken@pref.kyoto.lg.jp

ご協力のほど、よろしく申し上げます。

人権に関する考え方や認識についてお聞きします。

(人権尊重の感じ方)

問1 人権を取り巻く社会の状況^{じょうきょう}について、あなたはどう思いますか。1・2の各事項^{じこう}について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

< 事 項 >	そう思う	どちらか たとえば そう思う	どちらと もいえな い	どちらか たとえば そう思わ ない	そう 思わない	わから ない
1. 府民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている	1	2	3	4	5	6
2. 京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている	1	2	3	4	5	6

(人権課題に関する関心度)

問2 あなたは、次にあげた人権課題について、どの程度関心がありますか。1～14の各事項^{じこう}について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

< 事 項 >	関心がある	少し関心がある	関心がない
1. 被差別部落 ^{ひきべつぶらく} (同和地区)出身者の人権	1	2	3
2. 女性の人権	1	2	3
3. 子どもの人権	1	2	3
4. 高齢者 ^{こうれいしや} の人権	1	2	3
5. 障害のある人の人権	1	2	3
6. 外国人の人権	1	2	3
7. ハンセン病・HIV感染症 ^{かんせんしやう} ・難病患者 ^{かんにや} の人権	1	2	3
8. 犯罪被害者 ^{ひがいしや} 等の人権	1	2	3
9. ホームレスの人権	1	2	3
10. LGBT等、性的少数者の人権	1	2	3
11. 刑を終えて出所した人 ^{けい} の人権	1	2	3
12. アイヌの人々の人権	1	2	3
13. 北朝鮮当局による拉致被害者 ^{らちひがいしや} 等の人権	1	2	3
14. インターネットによる人権侵害 ^{しんがい}	1	2	3

(人権に関する法律の認知度等)

問3 あなたは、2016年(平成28年)に施行されたいわゆる「人権3法」を知っていますか。
1～3の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

(○はそれぞれ1つずつ)

<事 項>	内容をよく 知っている	内容を少し 知っている	名称は 知っている	知らない
1. 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3	4
2. ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に関する法律)	1	2	3	4
3. 部落差別解消法(部落差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3	4

【「人権3法」それぞれに係る人権問題について、お聞きします。】

(障害者差別解消法)

問4 障害のある人の人権に関して次のような意見があります。1～4の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

<事 項>	そう思う	どちらか と 言えば そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない
1. 補助犬を連れていることを理由に、入店を断られることは問題である	1	2	3	4
2. 多動の子どもが、じっとすることができないことを「親のしつけが悪い」と言うのは間違っている	1	2	3	4
3. 精神に障害のある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる	1	2	3	4
4. 企業は利潤が第一なのだから、知的障害者や精神障害者の雇用が進まなくても仕方がない	1	2	3	4

(ヘイトスピーチ解消法)

問5 あなたは、デモ、集会、街宣活動等やインターネット上で行われている特定の民族や国籍こくせきの人々を排斥はいせきする不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)の存在を知っていますか。
(○は1つ)

1. 知っている	2. 知らない	→ 問8へ
----------	---------	-------

【問5で「1. 知っている」と回答した方に、問6、問7についてお聞きします。】

問6 あなたは、そのようなヘイトスピーチの存在をどこで見聞きしたことがありますか。
(○はいくつでも)

1. 直接見たり聞いたりしたことがある
2. デモ等の様子をインターネットなどで見たことがある
3. テレビ・ラジオや新聞などの報道で見たり聞いたりしたことがある
4. 啓発ポスターや啓発冊子等 <small>けいはつ</small> でそのような行為 <small>こうい</small> があることを見たことがある
5. 学校の授業で教わった
6. ヘイトスピーチに関する集会や研修会で知った
7. 家族、友だち等から聞いたことがある
8. その他(具体的に:)
9. おぼえていない

問7 あなたは、そのようなヘイトスピーチの存在を見聞きしてどのように思いましたか。
(○はいくつでも)

1. 特定の人びとを排除 <small>はいじょ</small> するのは、許せないと思った
2. 日本に対する印象が悪くなると思った
3. ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った
4. 自分には関係ないと思った
5. ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った
6. 「表現の自由」の範囲 <small>はんい</small> 内のものだと思った
7. その他(具体的に:)
8. 特にない

【全員にお聞きします。】

(部落差別解消法)

問8 あなたが、被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について初めて知ったきっかけは、何からですか。（〇は1つ）

1. 家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた
2. 親戚の人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 職場の人から聞いた
5. 友だちから聞いた
6. 学校の授業で教わった
7. テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った
8. インターネットで知った
9. 部落差別（同和問題）に関する集会や研修会で知った
10. 京都府や市町村の広報誌や冊子等で知った
11. 被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について、知っているが、きっかけは覚えていない
12. その他（具体的に： _____)
13. 被差別部落（同和地区）や部落差別（同和問題）について、知らない

問9 あなたは、被差別部落（同和地区）や被差別部落（同和地区）の人びとについて、現在、次のことについて差別があると思いますか。1～5の各事項について、あてはまる番号1つに〇をつけてください。（〇はそれぞれ1つずつ）

<事 項>	明らかな差別がある	どちらかと言え ば差別がある	ほとんど差別はない	差別はない	わからない
1. 日常の交流や交際	1	2	3	4	5
2. 就職について	1	2	3	4	5
3. 結婚について	1	2	3	4	5
4. 引っ越しや住宅の購入等に際して	1	2	3	4	5
5. インターネットを介した差別的な情報の拡散	1	2	3	4	5

人権侵害^{しんがい}についてお聞きします。

(人権侵害^{しんがい}された経験の有無)

問10 あなたは、過去5年間に自分の人権^{しんがい}を侵害^{しんがい}されたと感じたことがありますか。

(○は1つ)

1. ある	2. ない	3. わからない	→ 問13へ
-------	-------	----------	--------

【問10で「1. ある」と回答した方に、問11、問12についてお聞きします。】

(人権侵害^{しんがい}された経験の内容)

問11 それは、どのような人権侵害^{しんがい}でしたか。(○はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none">1. あらぬ噂^{うわさ}や悪口^{めいご}による、名誉・信用^{しんごう}などの侵害^{しんがい}2. 公的機関による不当な扱い^{あつかい}3. 企業・団体による不当な扱い^{あつかい}4. 地域での暴力^{きょうはく}、脅迫^{きょうはく}、無理強い、仲間外れ5. 家庭での暴力^{ぼうりく}や虐待^{ごうたい}6. 差別待遇^{さべつたいぐう} (信条・性別・出身地・社会的地位・心身の障害によるものなど)7. プライバシーの侵害^{しんがい}8. パワーハラスメント (職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ^{いやがらせ})9. セクシャルハラスメント (性的嫌がらせ^{いせいやがらせ})10. インターネットによる人権侵害^{しんがい}11. その他 (具体的に：)12. わからない

(人権侵害^{しんがい}への対応)

問12 人権侵害^{しんがい}を受けたと感じた際、あなたはどうか対応されましたか。(○はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none">1. 相手に対して人権侵害^{しんがい}であるとして注意したり、抗議^{こうぎ}した。2. 家族や友人など信頼^{しんらい}できる人に相談した3. 公的機関 (法務局・府・市町村等の人権相談窓口、警察等) に相談した4. NPO法人等民間団体に相談した5. 職場の相談窓口^{しんらん}に相談した6. 弁護士等に相談した7. その他 (具体的に：)8. なにもしないでそのままにした9. わからない
--

【全員にお聞きします。】

(人権相談窓口の認知度)

問13 あなたは、人権に関する事柄で悩んだときなどの対応のため、国（法務局や人権擁護委員）及び地方自治体（京都府や市町村）が設置している人権相談窓口をご存じですか。1～4の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

(○はそれぞれ1つずつ)

＜事 項＞	知っている	知らない
1. 法務局による相談	1	2
2. 人権擁護委員による相談	1	2
3. 京都府が実施する人権問題法律相談 (京都府人権リーガルレスキュー隊)	1	2
4. 市町村が実施する相談	1	2

差別や人権侵害などに関する考え方や認識についてお聞きします。

(身近な人権問題に関する考え方)

問14 人権の尊重や侵害については、人によっていろいろと考え方の違いがあります。

1～13の各事項について、あなたのお考えにもっとも近いものを選び、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

＜事 項＞	そう思う	どちらか と言え ばそう 思う	どちら とも 言え ない	どちらか と言え ばそう 思わ ない	そう 思わ ない
1. 昇給・昇進など、職場における 男女の待遇の違いはやむを得ない	1	2	3	4	5
2. 男性は外で働き、女性は家庭を中 心に家事・育児をしたほうがよい	1	2	3	4	5
3. 子どものしつけのためなら、時 には親が体罰を加えることもやむ を得ない	1	2	3	4	5
4. 家庭のルールを決めるときは、子 どもの意見を聞かなければなら ない	1	2	3	4	5

<事 項>	そう思う	どちらか と言え ばそう 思う	どちら とも 言え ない	どちらか と言え ばそう 思わ ない	そう 思わ ない
5. 認知症で徘徊する高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がない	1	2	3	4	5
6. 高齢者であるというだけで、仕事の機会や職種が制限されるようなことはあってはならない	1	2	3	4	5
7. 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいることは問題である	1	2	3	4	5
8. 日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである	1	2	3	4	5
9. HIV感染者等に対して、医療機関が治療や入院を断ることは問題である	1	2	3	4	5
10. 犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である	1	2	3	4	5
11. ホームレスであることを理由に宿泊施設がその利用を拒否することがあってもやむを得ない	1	2	3	4	5
12. LGBT等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である	1	2	3	4	5
13. 刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない	1	2	3	4	5

(結婚相手の判断条件)

問15 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が次の1～4の各事項に該当する人であった場合、あなたはどのように思いますか。1～4の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

<事 項>	子どもの意思を尊重し問題にしない	親としては反対だが、子どもの意思を尊重する	絶対に結婚は認めない
1. 被差別部落(同和地区)出身者	1	2	3
2. 日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人	1	2	3
3. 日本で働き、永住を希望している日系外国人	1	2	3
4. 障害のある人	1	2	3

(住宅購入時等の判断条件)

問16 家を購入したりマンションを借りたりするなど、あなたが住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっても、次の1～6のような条件の物件の場合、あなたはどのように思いますか。1～6の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

(○はそれぞれ1つずつ)

<事 項>	避けると思う	どちらかと言えば避けると思う	どちらかと言えば避けないと思う	避けないと 思う
1. 被差別部落(同和地区)内に物件がある	1	2	3	4
2. 被差別部落(同和地区)の地区外であるが、被差別部落(同和地区)と同じ小学校区に物件がある	1	2	3	4
3. 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4
4. 近くに外国人住民が多く住んでいる	1	2	3	4
5. 近くに障害者施設がある	1	2	3	4
6. 近くに保育所・幼稚園がある	1	2	3	4

(インターネットによる人権侵害)

問17 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか。(〇はいくつでも)

1. 他人を誹謗中傷する情報が掲載されること
2. 他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること
3. ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていること
4. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真が掲載されること
5. ネットポルノが存在していること
6. プライバシーに関する情報が掲載されること
7. リベンジポルノ(元交際相手などの性的画像を無断でネット上に公開する行為)が行われていること
8. 特定の地域が被差別部落(同和地区)である、または、あつたと指摘する情報が掲載されること

最近、社会的関心を集めている事柄について、お聞きします。

(新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害に対する認識)

問18 新型コロナウイルス感染症が京都府内でも確認される中、次のような意見がありますが、あなたはどう思いますか。1～7の各事項について、あてはまる番号1つに〇をつけてください。(〇はそれぞれ1つずつ)

<事項>	そう思う	どちらかと言え ばそう思う	あまりそう 思わない	そうは 思わない
1. 日常生活において、特定の国の出身者との接触は避けたい	1	2	3	4
2. 日常生活において、医療従事者との接触は避けたい	1	2	3	4
3. 一度感染した人やその家族とは、たとえ回復しても付き合いたくない	1	2	3	4
4. 若者世代が感染を広げないよう、もっと責任のある行動をすべきだ	1	2	3	4
5. マスクをつけていない人はモラルが低い	1	2	3	4

<事 項>	そう思う	どちらか と言えば そう思う	あまりそう 思わない	そうは 思わない
6. インターネット上の情報は、うのみにはできない	1	2	3	4
7. ウイルスの拡散防止に役立つならば、自分の人権をある程度犠牲にしてもかまわない	1	2	3	4

(新型コロナウイルス感染症による心理的影響)

問19 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新しい生活様式が求められるようになったことについて、あなたはどのように思いますか。1～3の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

<事 項>	そう思う	どちらか と言えば そう思う	あまり そう 思わない	そうは 思わない	が い た う 該 当 し な い
1. 外出の機会が減ったことに、ストレスを感じる	1	2	3	4	
2. 友人・知人との付き合いが減り、孤立感を感じる	1	2	3	4	
3. 同居家族(親、パートナー、子ども等)との関係にストレスを感じる	1	2	3	4	5

(新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の状況)

問20 実社会やインターネット上で、新型コロナウイルス感染症に感染した人を特定しようとする行為が行われていることについて、あなたはどのように思いますか。あなたのお考えにもっとも近い番号1つに○をつけてください。(○は1つ)

<p>1. 許されない行為であるばかりでなく、感染拡大防止の取組に支障が生じる行為であると思った</p> <p>2. 自分に身近な地域などで感染が判明した場合であれば、やむを得ないと思った</p> <p>3. 自分には関係のないことだと思った</p> <p>4. 特に問題視するようなことではないと思った</p> <p>5. その他(具体的に: _____)</p> <p>6. わからない</p>

人権問題を理解するための取組についてお聞きします。

(人権問題に対する学び)

問21 あなたは、人権問題について、学校の授業等で学んだことがありますか。

(〇はいくつでも)

1. 小学校で学んだ
2. 中学校で学んだ
3. 高校・高等専修学校で学んだ
4. 短大・大学・専門学校（それ以上の学校も含む）で学んだ
5. 学校で学んだ経験はない
6. はっきりと覚えていない

(人権研修等への参加状況)

問22 あなたは、過去5年間に、人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画上映会や人権啓発フェスティバルなどの人権啓発に関するイベント等に参加されたことがありますか。参加して人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。1～5の各事項について、あてはまる番号1つに〇をつけてください。(参加したことがある方は1～4のうち1つに、参加したことがない方は5に、〇をつけてください。)

<事 項>	参加したことがある				参加した ことが ない
	深まった	どちらか と 言えば 深まった	変わら ない	わか ら ない	
1. 京都府主催の人権啓発フェスティバル（京都ヒューマンフェスタ）	1	2	3	4	5
2. 市町村主催の研修会や講演会	1	2	3	4	5
3. 地域の自治会・団体等が主催の研修会や講演会	1	2	3	4	5
4. 勤めている職場での研修会や講演会	1	2	3	4	5
5. NPO等が主催の研修会や講演会	1	2	3	4	5

【問22で全てに「5. 参加したことがない」と回答した方に、問23についてお聞きします。】

(人権研修等の開催内容に対する意見)

問23 あなたは、どのような研修会やイベント等が開催されれば、参加したいと思いますか。
(〇はいくつでも)

1. 住んでいる地域での研修会、講演会、人権啓発フェスティバル等
2. 勤めている職場での研修会や講演会等
3. インターネットで自由に閲覧できる研修会、講演会、イベント等
4. 人権問題の実態を見たり、当事者の話を聞くような研修会
5. その他 (具体的に：)
6. わからない

【全員にお聞きします。】

(人権問題についての学習方法)

問24 あなたは、人権問題について情報を得たり、学習をするためによく利用するものは何ですか。(〇はいくつでも)

1. 府や市町村等の広報誌、冊子
2. 社内報
3. 新聞の記事・意見広告
4. 雑誌や週刊誌の記事
5. 人権問題に関する書籍
6. ラジオ・テレビ
7. インターネット
8. 映画・DVD・ビデオ
9. 人権劇など、地域の人権問題をテーマにした住民自らの取組
10. 様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等

人権が尊重される社会づくりに求められることについてお聞きします。

(人権が尊重される社会づくりに向けた施策)

問25 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような施策を実施する必要があると思いますか。次の中から特に重要と思われる番号を3つ以内で○をつけてください。(○は3つまで)

1. 学校等における人権教育を充実させる
2. 家庭での人権教育（保護者向けの人権教育など）を支援する
3. 人権意識を高めるための啓発活動を推進する
4. 人権侵害について、調査を実施し、実態把握に努める
5. 人権侵害に対する相談体制を充実させる
6. 企業、事業所における人権尊重に向けた取組を支援する
7. 住民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取組を支援する
8. 公務員等人権との関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
9. 差別行為を規制する法を整備する
10. その他（具体的に： _____)
11. 特にない

(京都府の人権教育・啓発に対する意見等)

問26 京都府では、府民の皆様一人ひとりの日常生活の中に人権意識が根付き、人を大切にする社会を築くため、今後も積極的に人権教育・啓発を進めていきたいと考えています。ご意見やご要望などがありましたら、お書きください。

問 30 あなたのお住まいの地域をお教えてください。(〇は1つ)

1. 北部地域 (福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町)
2. 中部地域 (亀岡市・南丹市・京丹波町)
3. 京都市地域 (京都市)
4. 南部地域 (宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・木津川市・大山崎町・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村)

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

ご記入が終わりましたら、^{どうふう}同封の返信用封筒^{ふうとう}に入れて

12月8日(火)までに、^{とうかん}ご投函^{とうかん}ください。

なお、インターネットで回答していただいた方は
ご返送いただく必要はありません。

インターネットによる回答について

○パソコン、タブレット、スマートフォンで調査専用画面にアクセスしていただき、下記のIDとパスワードを入力の上、画面の指示に従って回答してください。

◇調査専用画面URL

<https://research.surece.co.jp/2020kyotofu>

回答はこちらから

◇ID

◇パスワード



*ID・パスワードは、調査専用画面に入るための認証キーです。回答者を特定するためのものではありません。